

改正

平成26年3月31日訓令第7号

平成28年9月30日訓令第31号

令和4年3月31日訓令第24号

有田市建設工事等暴力団排除に関する措置要綱

有田市建設工事等暴力団排除に関する措置要綱(平成20年訓令第1号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この要綱は、「有田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(以下「合意書」という。)に基づき、市が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント、物品の製造請負又は買入れ、役務の提供等の調達契約及び公有財産の売払いに係る契約等(以下「契約等」という。)から暴力団を排除する措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 入札参加資格者等 有田市建設工事及び委託業務請負業者資格審査要綱(平成11年訓令第18号)第5条の規定により登録された者、有田市物品及び委託役務業務入札参加者登録要綱(平成12年訓令第13号)第5条第1項の規定により登録された者で建設工事等の競争入札への参加資格を有するものまたは、市が随意契約の相手方として選定するものをいう。
- (2) 暴力団 その団体の構成員が集団的に、又は常習的に暴力的行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (3) 暴力団関係者 暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりをもつ者をいう。
- (4) 排除措置 入札参加資格者等に対する入札参加資格停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約の相手方としない措置をいう。
- (5) 排除措置業者 排除措置を受けている入札参加資格者等をいう。
- (6) 契約担当者 契約執行事務を行う各主管課の担当者をいう。

(対策委員会の設置)

第3条 市に有田市建設工事等暴力団排除対策委員会(以下「対策委員会」という。)を設置する。

2 対策委員会は、第8条に規定する排除措置に関する審議を行う。

(対策委員会の組織)

第4条 対策委員会は、委員長及び副委員長並びに別表第1に掲げる委員で組織する。

2 委員長は副市長、副委員長は経営管理部長をもって充てる。

3 委員長は、対策委員会の事務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けた場合にはその職務を代理するものとする。

- 5 対策委員会は、警察署の意見を聞くものとする。
- 6 本要綱に定めることのほか、対策委員会に必要な事項は、別に定める。

(情報の入手及び確認)

第5条 対策委員会は、警察署以外の関係官公庁及びその他の機関から、暴力団関係者に関する情報提供があったときは、警察署に情報の確認を求めるものとする。

(守秘義務)

第6条 対策委員会の委員、関係職員等は、当該職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(報告等)

第7条 契約担当者は、排除措置対象法人等に該当すると疑うに足る事実を把握したときは、疑義事実報告書(様式第1号)により主管課長を経て、経営管理部総務課長(以下「総務課長」という。)に報告するものとする。

- 2 総務課長は、前項の規定により報告を受けたときは、合意書に基づき、有田湯浅警察署長に対して照会するものとする。

(排除措置)

第8条 市長は、入札参加資格者等が別表第2左欄に掲げる措置要件のいずれかに該当し、契約の相手方として不適当であると認められるときは、対策委員会の審議を経て、同表右欄に掲げる期間排除措置を行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定により排除措置を行ったときは、排除措置通知書(様式第2号)により遅滞なく当該排除措置業者に対して通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により排除措置を行ったときは、当該排除措置業者の商号又は名称、所在地、排除措置の期間及び理由を公表するものとする。
- 4 総務課長は、第1項の規定による排除措置がなされたら、遅滞なく各主管課長に対して通知するものとする。
- 5 各主管課長は、前項の規定により通知を受けたときは、その内容を契約担当者へ周知するものとする。

(一般競争入札からの排除)

第9条 市長は、一般競争入札において、排除措置業者の入札参加を認めないものとする。

- 2 市長は、落札者が契約等の締結までの間に排除措置を受けたときは、当該排除措置業者と契約等を締結しないことができる。

(指名競争入札からの排除)

第10条 市長は、指名競争入札において、排除措置業者を指名しないものとする。

- 2 市長は、指名を受けた者が開札日までの間に排除措置を受けたときは、当該指名を取り消すものとする。
- 3 市長は、落札者が契約等の締結までの間に排除措置を受けたときは、当該排除措置業者と契約等を締結しないことができる。

(随意契約からの排除)

第11条 市長は、排除措置業者を随意契約の相手方としないものとする。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ対策委員会の承認を得た場合は、この限りではない。

(下請負等からの排除)

第12条 市長は、入札参加資格停止期間中の者及び別表各号に該当する旨の通報を受けた者を、契約等に係る下請負人（一次及び二次下請以降全ての下請負人及び資材、原材料の購入契約その他契約の相手方を含む。以下同じ。）または再受託者（再受託以降の全ての受託者をいう。以下同じ。）とすることを認めてはならない。

2 市長は、契約等の契約者が、入札参加資格停止期間中の者及び別表第2各号に該当する旨の通報を受けた者を下請負人または再受託者（以下「下請負人等」という。）としていた場合は、契約者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求めるものとする。

(契約の解除)

第13条 市長は、契約等の相手方が排除措置を受けた場合に当該契約の解除ができるよう措置を講じるものとする。ただし、別表第2第7号による排除措置については、この限りではない。

(排除措置の解除等)

第14条 市長は、排除措置業者から排除措置解除申出書（様式第3号）による排除措置解除の申出があったときは、有田湯浅警察署長に対し改善の状況を確認するものとする。

2 市長は、前項の規定により改善が認められるときは、対策委員会の決議を経て、当該排除措置を解除するものとする。なお、改善が認められないときは、当該排除措置を継続するものとする。

3 市長は、前項の規定により排除措置の解除又は継続を行うときは、排除措置解除（継続）通知書（様式第4号）により当該排除措置業者に対して通知するものとする。

4 市長は、第2項の規定により排除措置を解除したときは、その旨を公表するものとする。

5 総務課長は、第2項の規定により排除措置が解除されたときは、各主管課長に対して通知するものとする。

6 各主管課長は、前項の規定により通知を受けたときは、その内容を契約担当者へ周知するものとする。

(有田湯浅警察署長との連携)

第15条 市長は、この要綱の運用にあたっては、有田湯浅警察署長との密接な連携のもと行うものとする。

付 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

付 則（平成26年3月31日訓令第7号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成28年9月30日訓令第31号）

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

付 則（令和4年3月31日訓令第24号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

経済建設部長 総務課長 その他市長が指名する者

別表第 2（第 8 条関係）

措置要件	期間
入札参加資格者が、次の各号に該当するとき。	
（１） 法人等の役員等に、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がいると認められるとき。	当該認定をした日から 1 年を経過し、かつ、改善されたと認められるまで
（２） 暴力団員等がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。	当該認定をした日から 1 年を経過し、かつ、改善されたと認められるまで
（３） 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力、暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。	当該認定をした日から 6 カ月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで
（４） 法人等の役員等又は使用人が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。	当該認定をした日から 6 カ月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで
（５） 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	当該認定をした日から 6 カ月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで
（６） 法人等の役員等又は使用人が第 1 号から第 5 号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、下請契約、再委託契約資材・原材料の購入契約その他契約を締結したとき又はこれを利用するなどしていると認められるとき。	当該認定をした日から 6 カ月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで
（７） 法人等が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、発注者へ報告せず、警察への通報又は被害届の提出を怠ったと認められるとき。	当該認定をした日から 3 カ月

第 号
年 月 日

総務課長 様

課 長 印

疑 義 事 実 報 告 書

有田市建設工事等暴力回排除に関する措置要綱第 7 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

商号又は名称			
所 在 地			
役 職 名	氏 名	生 年 月 日	住 所
排除措置対象 法人等に該当 すると疑うに 足 る 事 実			
備 考			

担当者 所 属

職氏名

第 号
年 月 日

（住 所）

（商号又は名称）

（代表者等職氏名） 様

有田市長 印

排 除 措 置 通 知 書

このたび貴社（殿）を、有田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書及び有田市建設工事等暴力団排除に関する措置要綱の規定に基づき、排除措置の対象としましたので通知します。

なお、排除措置内容等については下記のとおりです。

記

1 排除措置期間

年 月 日から 年 月 日まで

ただし、当該措置期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで当該排除措置を継続します。

2 排除措置理由

3 排除措置内容

（1）競争入札等への参加

本市で実施する契約等の競争入札及び見積競争に原則として参加することができません。

（2）契約の締結及び解除

貴社（殿）との契約等は原則として締結しません。また、現在締結中の貴社（殿）との契約等を解除することがあります。

4 その他

上記2の排除措置理由となった事実が改善された場合は、排除措置解除申出書（様式第3号）により、有田市長に対して、排除措置の解除を申し出ることができます。

担当部署

電話番号

注 別表第2第7号による措置を行う場合は、1のただし書、3（2）の後段及び4の記載は不要とする。

年 月 日

有田市長 殿

（住 所）

（商号又は名称）

（代表者等職氏名）

印

排 除 措 置 解 除 申 出 書

私は、 年 月 日付け 第 号の排除措置通知書により排除措置を受けましたが、排除措置理由となった事実について、別添のとおり改善しましたので、排除措置の解除をお願いします。

（連絡先 ）

第 号
年 月 日

（住 所）

（商号又は名称）

（代表者等職氏名） 様

有田市長

印

排 除 措 置 解 除（継 続）通 知 書

年 月 日付け排除措置解除申出書により申出のあったことについては、
排除措置の理由となった事実の改善が確認されたので、年 月 日を
もって排除措置を解除します。

（又は、年 月 日付け排除措置解除申出書により申出のあったこと
については、排除措置の理由となった事実の改善が確認できませんでしたので、排除措置
を継続します。）

担当部署

電話番号

内線